

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号38

許認可等の内容		敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第59条の2第1項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおりとする。
	参考事項	技術的助言（令和3年10月20日国住街第157号「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定の運用について」）
	設定等年月日	平成 17年 4月 1日設定（令和5年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成23年 4月 1日設定（令和5年 4月 1日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	--------	--